

令和3年（行ウ）第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

準備書面（3）

令和3年12月21日

釧路地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

（被告の令和3年12月15日付け準備書面について）

- 一 原告は、これについて認否することは吝かではないが、被告が、令和3年12月15日付け裁判長の指示に基づく裁判所書記官の事務連絡で示された求釈明に対する回答を令和4年1月14日の期限までになされるまで、これに対する認否を留保する。
- 二 被告の前掲準備書面は、事務連絡の日付と同日であり、この求釈明に対する回答にはなつてゐないことが明らかだからである。
- 三 裁判長の指示は、①令和2年3月3日における、議会運営委員会での申し合わせ行為、②令和3年7月5日の議会における、議長が原告に対して退席するよう命じた行為、③同日の議会における、原告が再入場した後で、議長が原告の発言を許可しなかった行為について、これら3つの行為の根拠（事実上のものなのか、法令や条例・規則等に基づくものなのか）を明らかにされたいといふものであつて、被告の前掲準備書面では、その第2において、「白糠町議会基本条例、白糠町議会会議規則、白糠町議会委員会条例、白糠町議会の運営に関する基準が制定されている（乙10ないし乙13）。」と記載するだけで、上記3つの行為が事実上のものなのか、法令や条例・規則等に基づくものなのかを明らかにしてゐないからである。